

### 3. 本庁舎整備に必要な面積の算定

庁舎の面積については、基礎調査にて、庁舎の分散化を解消し、集約化を図ることを目標とした検討を前提とし、他自治体でも一般的に算定基準として用いられている基準などを参考に、次のとおり算出しました。

図表 1-5 総務省基準等に基づき算定した庁舎面積

算定方法・根拠		算定された庁舎面積
平成 22 年度地方債同意等基準運用要綱の算定式	総務省基準	30,618 m <sup>2</sup> <sup>※1</sup>
新営一般庁舎面積算定基準の算定式	国土交通省基準	27,262 m <sup>2</sup> <sup>※1</sup>
本市職員数を基にした算出	他自治体事例	32,471 m <sup>2</sup>
本市将来人口を基にした算出	他自治体事例	22,926 m <sup>2</sup>

※1 総務省及び国土交通省の基準には防災機能や市民交流スペースを考慮していないため、近年整備された他都市の庁舎面積と同基準を比較した結果、総務省基準の 1.1406 倍、国土交通省基準の 1.4419 倍であることから、これら数値を乗じて補正している。

相関性の高い総務省基準から算出したものを必要面積の上限として、国土交通省基準や他自治体事例の人口より算出した面積を踏まえて下限を設定し、必要な庁舎面積を次の範囲と考えます。

**■必要な庁舎面積の範囲 : 約 25,000~30,000 m<sup>2</sup>**

なお、上記の総務省基準及び国土交通省基準においては、総務省基準に規定のある議事堂（議場、委員会室及び議員控室（議員定数 26 名として算出））の基準を採用又は準用して、庁舎面積を算出しています。また、他自治体の事例においては、議場等の面積を含んだ他自治体の庁舎面積を比較することで、本市に必要な庁舎面積を算出しています。

この算出における職員数は、上述の前提とともに、再編計画による各支所の証明書発行業務の縮小、窓口業務の本庁舎などへの集約により、下図表のとおり想定しています。

図表 1-6 職員数の設定（座席数で換算）

	職員数 (人)	参考 (現状の床面積 (m <sup>2</sup> ))
本庁舎（第三分庁舎等含む）	947	12,560.63
本庁舎	917	11,776.13
第三分庁舎	30	542.04
第四分庁舎	0	242.46
集約化検討部署 <sup>※2</sup> （所在施設名）	205	2,859.93
スポーツ課（鎌倉武道館）	13	62.50
腰越支所 <sup>※3</sup> （腰越行政センター）	19	660.80
深沢支所 <sup>※3</sup> （深沢行政センター）	18	477.25
大船支所 <sup>※3</sup> （大船行政センター）	22	389.76
玉縄支所 <sup>※3</sup> （玉縄行政センター）	6	444.56
発達支援室（福祉センター）	15	77.50
下水道河川課下水道担当（一部）・河川担当（浄化センター）	16	153.75
拠点整備部（大船駅周辺整備事務所）	19	364.44
教育委員会 <sup>※4</sup> ・監査委員会（鎌倉水道営業所）	77	229.37
合計	1,152	15,420.56

※2 集約化を行なう際に必要となる庁舎の面積を試算するためにリストアップしたものであり、集約化が確定したものではない。ただし、再編計画にて各支所業務については見直しを行い、市役所本庁舎等に業務を集約することを検討するとしている。

※3 地域活動支援機能は、今後整備する地域拠点校に配置予定。

※4 学務課学務担当、文化財部は現在も本庁舎に配置。